

日本風力開発株式会社「(仮称)珠洲風力発電所拡張事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

令和4年12月13日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)珠洲風力発電所拡張事業計画段階環境配慮書」について、日本風力開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 石川県珠洲市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出力 : 最大42,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年 9月16日
環境大臣意見受理	令和4年12月 1日
経済産業大臣意見	令和4年12月13日

問合せ先: 電力安全課 長尾、須之内
電話03-3501-1742(直通)

日本風力開発株式会社「(仮称)珠洲風力発電所拡張事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

また、本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の大部分が、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手続において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

(2) 累積的な影響

想定区域及びその周辺では、本事業者及び他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施

区域の見直し及び基数の削減を含む、あらゆる環境保全措置を講じてもなお本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、本事業の取りやめも含めた事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

想定区域及びその周辺には、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域等が位置することから、本事業計画の今後の検討に当たっては、地元の地方公共団体を含む関係機関等と十分に協議及び調整を行い方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等への説明や意見の聴取を丁寧かつ十分に行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、池沼、ため池、上水道等の取水地点、地すべり等防止法に基づき指定された地すべり防止区域、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地すべり、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、河川、沢筋、上水道等の取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い土砂及び濁水の流出等を最小限に抑えること等に

より、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、地すべり等防止法に基づき指定された地すべり防止区域、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、「山地災害危険地区調査要領」（平成28年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区）、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定された砂防指定地等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、関係機関等と調整の上、地すべり、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、地すべり、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているハヤブサ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ノスリ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を

講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたチャボガヤケヤキ群集、ケヤキ群落等の植生、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水源かん養保安林、「生物多様性保全上重要な里地里山」（平成 27 年 12 月環境省）に選定されている「珠洲市内の里地里山」、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（平成 28 年 3 月環境省）に選定されている「奥能登・中能登の湿地群」等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、自然度の高い植生、多数の希少種を含む多様な水生生物群等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路、伐採跡地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減するとともに、里地里山の保全活動の取組を実施する団体等の関係機関に事業内容について丁寧に説明すること。

(7) 景観に対する影響

想定区域の周辺には自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく能登半島国定公園が存在している。また、能登半島国定公園内には、「大崎島園地」、「能登木ノ浦集団施設地区」、「珠洲岬線道路（車道）」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国定公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

なお、想定区域には、環境省が令和 4 年 6 月に公表した「国立・国定公園総点検事業フォローアップ」において、今後 2030 年までを目処に国立・国定公園の新規指定や

大幅な拡張の対象となり得るとして選定した候補地が含まれることから、本事業の実施が当該地で評価されている景観及び生物多様性にできる限り影響を及ぼすことがないようにすること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。